

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2019年8月1日～2022年7月31日

2. 内 容

目 標 1	2021年3月までに法定外労働時間を削減させる
対 策	2019年8月～ 所定外労働時間の現状を把握 2019年8月～ 社内検討委員会での検討 2020年3月～ 仕事の分担・役割の見直し

目 標 2	年次有給休暇の取得促進を図る
対 策	2019年8月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握する 2020年4月～ 付与年休日数取得率50%以下の従業員への取得促進への取り組み 2019年8月～ 計画期間中、社内掲示板等を利用して有給休暇の取得をPRする

以 上